

## 審査後の保険証の送付先や取り置きについて

### 1 審査後の保険証等の発送について

認定審査会終了後の結果通知及び新たな保険証については、原則として認定審査会会議開催日の翌日に、次の要領で郵送又は使送により発送します。

認定結果	申請前の状態等	送付先
要介護	新規・要介護	被保険者住所地・被保険者宛て
	要支援	担当の地域包括支援センター宛て（保険証に青色付箋貼付）
要支援	全て	担当の地域包括支援センター宛て
非該当	全て	担当の地域包括支援センター宛て
却下	全て	申請前の要介護等区分に応じ、上記に準じて送付

- ※注 (1) 小規模多機能型居宅介護サービスの利用者の場合、認定結果が要支援であっても送付先は被保険者とします。
- (2) 施設入所者の場合、施設宛てに送付します。ただし、認定結果が要支援となった場合は、原則として被保険者の住所地を担当する地域包括支援センター宛てに送付します。

### 2 送付先の変更願について

保険証等の送付先については、次の例のように上記原則によりがたい場合も想定されますので、それぞれの事情に応じて変更対応も可能です。

- (例)・被保険者本人が住所地に居住していない場合、確実に届く場所に送付先を変更
- ・要支援から要介護に認定された場合で、すでに暫定介護サービスの利用を開始しているような場合、地域包括ではなく直接居宅事業所に送付先を変更
  - ・施設入所者で、結果が要支援となった場合であっても直接施設に送付を希望する場合

送付先の変更を希望する場合は、審査会会議開催日の午後5時15分までに、詳細を高齢福祉課介護認定係へ連絡願います。

なお、その場合、本来の送付先となるべき相手方又は変更後の送付先と事前に調整してください。

### 3 保険証等の取り置きについて

審査会後の保険証等は郵送等での発送を原則としていますが、申し出があれば取り置きをし、高齢福祉課窓口での直接交付にも応じています。

取り置きの希望がある場合は、審査会会議当日の午後5時15分までに高齢福祉課介護認定係へ連絡願います。

なお、窓口での直接交付ができるのは、審査会会議のあった日の翌日以降となりますので御注意ください（審査会会議当日には交付できません。）。

また、転送と同様、取り置きの希望者が本来の送付先と異なる場合、あらかじめ本来の送付先と調整してください。